

2024年12月27日

JAひろしま

JA・JAバンク・JA共済を装った詐欺にご注意ください

現在、JAひろしま、他のJA、JAバンク、JA共済を装い、インターネットメールや電話などで連絡をとる事例が引き続き確認されております。これらは暗証番号や個人情報を聞き出し口座残高全額を不正送金したり、言葉巧みに多額の金銭を要求することを目的とした詐欺です。

<確認された不審メールの件名>原文のまま

1. 【農業協同組合】振込（出金）、ATMのご利用（出金）利用停止のお知らせ
2. 【JAネットバンク】利用停止のお知らせ
3. 【JAネットバンク】緊急停止のご案内
4. 【JAネットバンク】お客さま情報等の確認について
5. 【緊急】JAネットバンク お取引を保留した（必ずご確認ください）
6. 【JAネットバンク】【重要】お客様の口座が凍結されました
7. 【JAネットバンク】【重要】お客様の口座がブロックされました
8. お客様情報・取引目的等のご確認
9. 【緊急】【重要】取引を規制いたしました
10. 【JAネットバンク】お取引目的等確認のお願い
- 11.※要返信 登録個人 情報再確認のお願い
12. 【JAネットバンク】【重要】ワンタイムパスワード補正する必要があります
13. 口座所有権の証明（名前、その他個人情報）
14. 【JAネットバンク】【要返信】休眠預金等活用法に関するお知らせ
15. お取引目的等のご確認のお願い】
- 16.※要返信 口座所有権の証明名前、その他個人情報
17. 【必ずご確認ください】お取引目的等のご確認のお願い
18. 【JAネットバンク】【要返信】お客様の直近の取引における重要な確認について

※ 不審なメールは上記の件名以外で送付される可能性もあります。

- これらのメールとJA・JAバンク・JA共済は何ら関係ございません。
- JAと提携する業者が自宅へ単独で訪問して、JA共済の加入状況等について聞き取りを行うことはありません。
- 次のページのチラシをご確認いただき、ご注意くださいますようお願い申し上げます

JAバンクを装ったフィッシングメールにご注意ください！

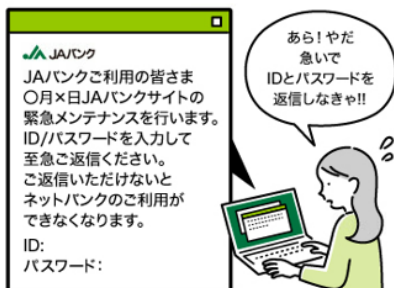
偽メールに気をつけてください



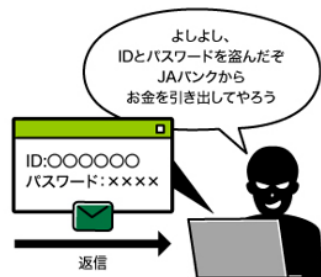
① JAバンクを装ったメールが届く



② IDとパスワードを伺うメールが届く



③ IDとパスワードを返信してしまい知らない人に情報を盗まれてしまう



④ 盗まれたIDとパスワードを悪用されてしまう



ポイント

操作を焦らされていませんか？

メールの件名や内容で慌てずに、まずは公式サイトからログインし、あわせて身に覚えのない取引がないか確認しましょう。

<メールの件名>

※実際に確認されたもの

- ・【JAネットバンク】利用停止のお知らせ
- ・【JAネットバンク】緊急停止のご案内
- ・【JAネットバンク】お客さま情報等の確認について
- ・【農業協同組合】振込（出金）、ATMのご利用（出金）利用停止のお知らせ
- ・【緊急】JAネットバンク お取引を保留した（必ずご確認ください）

不特定多数の方へ複数回送られていることが確認されています。

ポイント

フィッシングメールなどに記載されているURLにはアクセスしない！

偽サイトにはID・口座番号・パスワード等は絶対に入力しないでください。

<要注意>

特にワンタイムパスワードを漏洩すると、犯人側で送金が可能となり、**貯金残高の全額を不正送金されるリスクがあります。**

フィッシングメールの被害に遭われたと思ったら…
緊急停止を実施してください。
【JAネットバンク ヘルプデスク】
0120-058-098

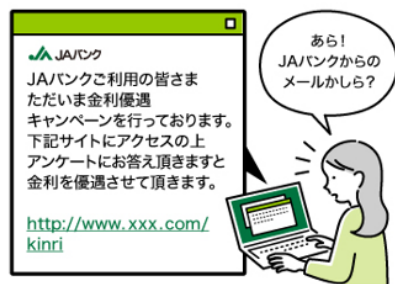
偽サイトに気をつけてください



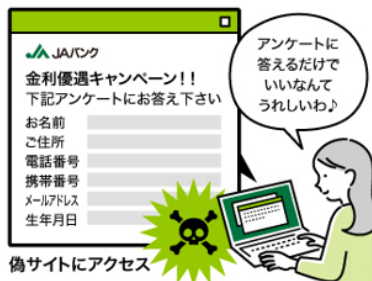
① JAバンクを装ったメールが届く



② 偽サイトにアクセスを促すメールが届く



③ 偽サイトにアクセスし重要な情報を入力してしまう



④ 知らない人に入力した情報が送られ、情報を悪用される



全国で
増加

住宅等の建物修理に関する トラブルにご注意ください!

こんな勧誘に
ご用心!

JA共済から指定されていますので、
安心してください。

お宅の屋根瓦ゆがんでますよ。共済金の支払対象になりますし、
共済金の範囲内で修理しますので、お客さまの**自己負担はありません!**
もし請求手続きが面倒であれば、手続きも代行しますよ!?

あら、それは
いいわね。

と、うっかり応じてしまうと...

こんなことも...

1

うその理由での請求を 勧められた!

「台風が原因と言えば問題ないですから」と、**うその理由**で共済金請求をするように勧められた!

うその理由による共済金請求は、共済金詐欺に該当するおそれがあります。

共済金詐欺にあたらぬかしら...



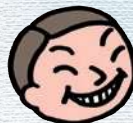
こんなことも...

2

法外な解約料金を 請求された!

見積書の金額が高すぎるので、知り合いの業者に頼もうと思い解約しようとしたら、**高額な解約料金を**請求された!

支払われた
共済金の50%なんて
聞いてないよ!



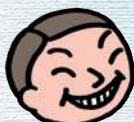
こんなことも...

3

ずさんな工事をされた!

見積書の内容どおりの工事をしてもらえず、引渡後すぐに**雨漏り**が発生した!

お金を返して!



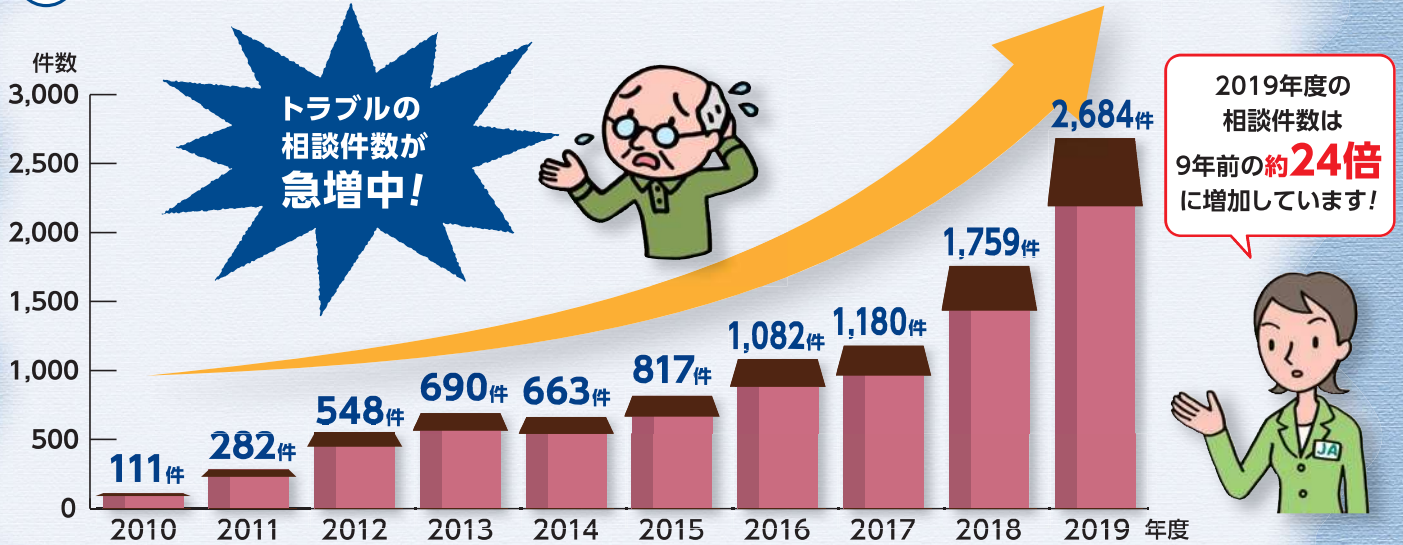
ご注意 建物修理トラブル

「**共済金**が使える」と言って建物修理の勧誘を受けたときには、**建物修理契約を締結する前にまずJAにご相談ください!**



各地の消費生活センターへの相談が近年増加しています！

参考 「共済金(保険金)が使える」という建物修理に関するトラブルの相談件数※1



※1 相談件数は2020年8月31日までのPIO-NET※2登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

※2 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

消費者へのアドバイス

- 1 申請代行業者の説明を鵜呑みにせず、必要のない勧誘はきっぱりと断る。
- 2 契約している保険の内容を自分の目で確認したうえで、事実に基づいて保険金を請求する。わからなければ保険会社等に相談する。
- 3 複数の修理業者から見積りを取り、慎重に判断する。
- 4 修理の着工前に代金を全額前払いすることは避ける。
- 5 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、クーリング・オフできる。
- 6 トラブルにあったら、最寄りの消費生活センター等に相談する。

実際のトラブル事例

うその理由で保険金を請求することになると思い、勧誘を断ったら嫌がらせをされた。

「契約している火災保険の保険金や共済の共済金を使って屋根工事ができる」「請求手続き費用も一切かからない」というチラシを近所で配っていた業者が自宅に来た。高齢の母が強引に勧誘されたようで、申請代行業者から共済金請求の手続きを急がされていた。娘である自分が気づき、申請書類を見たところ、申請代行業者に勧められたとおり屋根の損傷の原因を4月の強風が原因として共済に申請しようとしていた。屋根の損傷は経年劣化によるものだと思っていたので、うその理由で申請することになるのではないかと思い、契約を断った。その後、断っても断っても申請代行業者は訪問してきて、母に「共済金はおりましたか」「すでに調査の手配をしているんだ。弁護士に相談して損害賠償請求してやる」と怒鳴って詰め寄ってくる。これ以上勧誘しないでほしい。

(契約者: 80歳代 無職 女性)



独立行政法人 国民生活センター相談事例より

地震・台風などの自然災害の後にトラブルが多くなります！



ご注意

「共済金~~が使える~~」と言って勧誘されたケースでの建物修理に関するトラブルが増加しています。このような勧誘については鵜呑みにせず、**必ず建物修理契約を締結する前にJAにご相談ください**。契約後であってもクーリング・オフできる場合があります。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

お問い合わせ・ご相談は